山口市学生消防団員就業奨励金及び山口市消防団企業雇用奨励金制度交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、山口市内（以下「市内」という。）への若者の雇用と定住を促進することにより、地域防災力の向上を図ることを目的として交付する、山口市学生消防団員就業奨励金（以下｢就業奨励金」という。）及び山口市消防団企業雇用奨励金（以下「雇用奨励金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　⑴　事業主　市内に事業所（事務所、店舗、工場等）を有し事業を営む者で雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）の適用を受けている者又は市長が認めた者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条に規定する事業を営む者を除く。

⑵　学生消防団員　山口市消防団の組織に関する規則（平成１７年規則第

１９７号）第４条第２項に規定する者をいう。

⑶　認証証明書　学生消防団活動認証証明書をいう。

⑷　一般常用雇用者 １週間の所定労働時間が３０時間以上の雇用保険被保険者であり、かつ、期間の定めなく雇用される者をいう。

（交付対象者）

第３条　就業奨励金及び雇用奨励金の対象となる者は、次に掲げる各奨励金の要件に該当する者とする。

1. 就業奨励金については、学生消防団員として山口市の認証証明書の交付を受けた者で、市内の事業所に就職し、市内へ居住を行い、かつ、山口市消防団活動を継続する者
2. 雇用奨励金については、事業主であって、前号の学生消防団員を一般常用雇用者として雇入れた者

２　前項第１号の要件については、若年ＵＪＩターン者の定住促進に資するこ

とを目的として、本市以外の認証証明書の交付を受けた者にも適用するもの

とする。

（適用除外）

第４条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としない。

　⑴　過去に就業奨励金又は雇用奨励金の交付を受けた者及び本市又は他自治体において同様の制度の適用を受けている者

　⑵　生活保護法（昭和25年法律第144号）第６条に規定する被保護者又は要保護者である者

　⑶　市税等を滞納している者

（奨励金の額）

第５条　就業奨励金及び雇用奨励金（以下｢奨励金｣という。）の額は、学生消防団員１人につき１０万円とし、１事業主については、雇入れた学生消防団員数に係らず３０万円として、予算の範囲内で交付する。

（奨励金の交付申請）

第６条　奨励金の交付を受けようとする学生消防団員及び事業主（以下｢申請者｣という。）は、山口市学生消防団員就業奨励金交付申請書（様式第１号。以下｢就業奨励金申請書｣という。）又は山口市消防団企業雇用奨励金交付申請書（様式第２号。以下｢雇用奨励金申請書｣という。）に、就業奨励金申請書にあっては、第１号、第２号、第３号及び第４号の書類を添え、また雇用奨励金申請書にあっては、第５号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

　　なお、必要により第６号に掲げる書類を添えるものとする。

⑴　認証証明書

　⑵　就業証明書（様式第３号）

　⑶　定住誓約書（様式第４号）

⑷　本市が発行する住民票

⑸　本市が発行する市税等滞納の無いことの証明書

　⑹　その他市長が特に必要と認める書類

２　[前項](http://www.town.kagamino.lg.jp/reiki_int/reiki_honbun/r141RG00001162.html#e000000104)の申請書の提出は、就職した日又は雇入れた日から起算して９０日以内を期限とする。

（奨励金交付の決定等）

第７条　市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨励金交付の可否を決定するとともに、山口市消防団奨励金交付決定（申請却下）通知書（様式第５号）（以下「交付決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求及び交付）

第８条　前条の規定により交付決定通知書を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、通知を受けた日から起算して３０日以内に山口市消防団奨励金請求書（様式第６号）により市長に奨励金を請求するものとする。

２　市長は、交付決定者から前項の請求があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第９条　市長は、交付決定者が、交付決定の事後において、虚偽の申請その他不正行為があったことが明らかとなったとき、又は第３条の規定に反したときは、山口市消防団奨励金制度交付決定取消通知書（様式第７号）により、奨励金の交付決定の全部を取り消すものとする。

（奨励金の返還）

第１０条　市長は、前条の規定に基づき奨励金の全部の交付決定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、山口市消防団奨励金交付返還請求通知書（様式第８号）により期限を定めて、その返還を交付決定者に請求するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、就業奨励金及び雇用奨励金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

（所掌）

第１２条　この要綱に関する事務は、山口市消防本部において所掌する。

附　則

　この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。